

ですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいまの全体の件数は手元にございませんで、その点お答えいたしかねるわけでございます。先ほど申し上げました数字は訴訟事件でございまして、そのほかに、刑事で申しますれば、略式事件であるとか、そういったいろいろな事件があるわけでございます。また民事につきましても、調停事件であるとかその他多くの事件があるわけでございます。そういう事件についての件数が手元にございませんで、その点はただいまお答えいたしかねるわけでございます。

○大原委員 今度の六十条の法改正に伴うて書記官補の職務の変更がありますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 その点につきましては、今度の改正では書記官補の職務には変更ございせん。

○大原委員 書記官補と書記官というものは日常どんな違った仕事をやってるんですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 書記官というものは、御承知の通り、書記官補の中から研修を受けたあるいは昇任試験に合格いたしました書記官に昇任されていくわけでございます。法律的な力におきまして書記官の方がそれだけの資格を持っているわけでございます。日常の仕事につきましては、本来書記官が当たるべき仕事は裁判所に多くあるわけでございます。昨日も申しましたように、現在書記官の欠員が多くございまして、書記官補にその代行を命じて、書記官と同じような仕事をさせているわけでございますが、そういう面におきましては日

常職務の上では大差がないわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、書記官はそれだけの実力を備えたものとして、昇任試験の合格であるとか研修の終了であるとか、そういった資格を必要としたしております。それだけの力を持った人たちが書記官になっておるわけでございます。

○大原委員 法律改正に伴いまして、裁判官と書記官と書記官補の場合につきましまして、また大蔵省の方で一応中心とした話を進めていくというのと、あとで御質問したいと思ひます。

大蔵省にお尋ねしたいのですが、きのうおたの給与課長がこへ出席されました。答弁したのが、私は二様に三様にものる答弁をしてる。どういう点かといひますと、今回調整号俸を書記官、調査官についてつける際に、八割の増給をしていく。そういう措置をとる条件として、勤務時間数を一週四十五時間にするという条件を付したことに付いて、きのういろいろ議論をいたしておる。これから一つや一つ参りますけれども、そのときに、大蔵省の給与課長の答弁によりまして、裁判所の方が調整号俸で待遇を改善するという名目なり、あるいは仕事が多いということで五十二時間を出してきんだ、こういう答弁をしたり、あるいは他の檢察事務官等の均衡があるから、五十二時間という条件でなければ大蔵省としては許さないんだ、こういう大蔵省の方針を押しつけたような答弁もあった、この二つは逆でなければならぬ。この問題については、私は憲法の労働基本権の問題から、労働基準法の問題から、一般職

の問題から、あるいは今日の労働問題としての時間短縮の問題から考へて、仕事の態様から考へてみてもそうだけれども、これは無条件にこれを素通りしてもらったのでは困る。大蔵省なり政府がそういう態度をきめるということは重大な問題だと思ふ。先ほど申し上げたように、定員が少ない、しかも欠員がある、待遇が悪い、仕事が多い、こういう条件の中で、裁判をやる場合には、裁判を受ける方に対する人権侵害の問題が出てくる、こういうことから重大な問題であるというふうに考へて、一つ十分究明していきたい、こういうふうに思つております。きのうもだいぶ時間をかけてやりましたが、そういう大蔵省の答弁がありました。大蔵省は予算の中でやり繰りする際には、いろいろ理屈をつけて査定をされるということはあると思ふのですけれども、実態とか、あるいは筋の通らぬこととてこういう問題を取り扱つていったんでは、非常に大きな疑問を残すのではないかと。私も書記官や調査官の待遇を改善するという点については、決して反対ではない。しかし、それはそれとして筋を通してやるべきである、こういうことを昨日から申し上げてゐるのです。一体、一週間の勤務時間を五十二時間というふうにきめておる火元はどこですか。あなたの方はどういふ御見解なんですか。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。昨年の暮れにいわゆる予算の要求、予算折衝が行なわれたわけでございますが、そのときの事情を申し上げますと、最高裁の方から、書記官、調査官等の勤務内容と申しますか、権限を強化するとともに、勤務時間もある程度延長する。それに対応するものとして調整号俸を八割上げたという御要望がございまして、それに対しては、昨日も給与課長が御答弁申し上げたのであります。が、一般の檢察事務官あるいは公安調査官、入国管理官その他一般職の場合のバランス等も考へまして、御要求の筋はもつともであると思へて、それを予算に計上したいといういきさつでございます。

○大原委員 今の御答弁ですと、仕事の質と量、質というものは——権限の強化の問題はまた別に議論いたしますけれども、この仕事の質、それから時間調整号俸をやつたんだ、こういう申し出があったからやつたんだ、こういう御答弁であります。私には一つの常識として考へまして、仕事の質に從つて号俸の体系あるいは調整するといふうなことはあると思ふのです。たとえば大学の教授などは、きのうも例に引きましたけれども、一週間に数日間しか授業しないけれども、研究時間その他で十分時間をとる。しかし勤務時間について拘束することはできないし、測定もできない。教職員一般にもそうですね。それを、あなたの方は御承知の通りだと思ふが、一般には調整号俸へ入れていくのです。そういうことで、あとでいろいろ議論はいたしましけれども、書記官の仕事がいろいろと責任も重大になつてきたし、あるいは教養訓練も重ねてきたから、この際仕事の実態に沿つてそういうふうにするというのだが、しかし勤務時間を一週五十二時間にするといふふうなこ

と、後者の方をそういう調整号俸の条件にするといふことは、これは法律の精神、憲法の精神に違反してゐる。絶對間違つておる、こういうふうには私ばかりの御質問したのです。たとえば檢察事務官といふのでしたら、これも勤務時間五十二時間を減らさなければならぬ。こういう非常識なことはいけません。基準法にも四十八時間をこえてはならないという原則をきめてあるわけですから。そして仕事の都合で船員とかいろいろな場合は別にしまして、そういう時間についてやはり基準法もあるし、一般職の公務員についての規定もあるのだが、船員等のそういう不規則な、あるいは断続的な、そのこと自体が大きな公共の問題になるような場合には、きびしい条件をつけて、四十八時間に近い範囲できめてもいいといふことになつてゐるのが法の精神です。そういういたしますと、結局仕事が多い、仕事の質が非常に大切だといふことでいろいろ調整をするのはわかるけれども、そのことを定員増加とか、待遇改善とかといふことをやらないうで、勤務時間を五十二時間で拘束するといふことを条件にして調整号俸を出すといふことは、どう考へてもいけません。私はいけなないと思ひますけれども、大蔵省といひましては、最高裁の方で、もしこれが、やはり法の精神から見ても、憲法から見てもいけなないものだといふことがわかれれば、私は結論を急ぐけれども、このことを条件にしないで調整号俸を出すといふことについては何ら異議がない、最高裁の方から言つてきたから、この問題は勤務の実態を考へてどういふふうに取り

り上げたのだ、五十二時間というのは必ずしも条件ではないのだ、こういう見解に同意されませんか。あるいはこれに反対な場合には、反対の見解を一つ大蔵省の立場で答弁して下さい。

○吉岡政府委員 先ほど御説明いたしましたように、その経緯をいたしましては、最高裁からそういうお話があつて、私どもの方として、一般職の場合のバランス等を考えてこれを認めたという事を申し上げましたが、そういう意味で、今の勤務時間の延長の問題と調整額の増加の問題とは、条件と申しますか、一体の問題であると考へております。従つて、勤務時間の延長なしに調整額を増加するという事は、私としては適当でないというふうに考へております。

○大原委員 今言つたように、超過勤務についての仕事の質から考へて、考へ方を交えて、大学教授とかいろいろな仕事があると思う。あなたはよく知つておられるのだが、あるのです、しかし五十二時間を条件としてあなたの方が予算査定をするというふうなことは、私は最初質問したことをもう一回重ねて聞いておきますが、どういう根拠ですか。これは違法じゃないですか。違法なことを根拠にして、結局はあなたの方がそういう条件を付した、結果的にはそういうことになる。あなたの方が違法を押しつけるということになる。違法でないということについて説明して下さい。

るわけでありまして。一般職の場合は、人事院の承認を得て、そういうことをきめることができることになっております。その法律を運用しておられます最高裁の場合には、最高裁の承認といひますか、御判断でそういうことが出来るわけでありまして。法律違反という問題はないと考へております。

○大原委員 人事院の承認があればできるというけれども、先ほど申し上げたように、船員とか看護婦の一つの例外でありまして、公務員関係では、人事院判定というのを——看護婦についてはこれは全医労が問題として提起しましたのを取り上げて判定を下しているのです。その中にいろいろと説明してありますけれども、結論は、国立病院ですけれども、厚生省はすみやかに看護婦数を確保して、四十四時間制実施の条件を作り、四十四時間制の勤務すべきである。現在四十八時間の勤務なんです。そういうふうになっておるのです。つまりその勤務時間については、たとえば警察事務官でしたら、事件があつたら夜出ていかなければならぬ。あるいは事件の途中でも休む場合もある。警察と同じような権利を持つておる、あるいは責任がある、こういうことから若干の制限がある。あるいはそういう特例を認める場合もある。あるいは断続的な内容もある。忙しいうちから、勤務時間が長いから、定員や待遇改善について努力をしておかないで、忙しいという仕事量だけであつて、五十二時間というふうな勤務の条件で予算を査定したり、政府の方針をきめるというふうなことは——それなら、理屈をつけられればどこにだつてあるじゃないですか。そういうことについて

ては、けじめがつかないんです。だから、人事院にいたしまして、基準法の趣旨からいいたしまして、そういう場合には、よほどの客観的な理由がなければいけないのです。船員とか船に乗つておる場合には、やっぱりいろいろな断続的な仕事の態様もあるわけですから、勤務時間については認めてもいい。ただしこれは国際的な常識だし、人権を守るという最低限の基準から考へてこう出ているのだから、やたらにこれを大蔵省で予算査定をいたしまして、その均衡上の都合とか、そういうことで曲げることはできない。仕事の質において論議するのはいけません。仕事でも、これは私が先ほどから言つておる通りです。しかしながら、定員不足とか欠員とか、待遇が悪いというやうなことを、言ひのつたために、それを何とかして糊塗するためには、そういうことをやるというとはいけない。人事院規則その他によつてできる。人事院の承認を得ない場合においては裁判所ということになるのだけれども、この書記官の場合は裁判所ですが、しかしそういうことはいけません。私は思うのです。これは基準法や憲法の精神に違反しておると思うのですが、どうですか。

○吉岡政府委員 基準法その他の法律におきまして、ただいま申し上げましたように、原則的なものがあると同様に、特殊な場合には例外も認めておるわけでありまして、従つてこの場合も特殊な場合であるかどうかの判断の問題だと考へます。そういう意味におきまして、先ほど申し上げましたように、人事院に一般職の場合におきましては、けじめがつかないんです。だから、人事院にいたしまして、基準法の趣旨からいいたしまして、そういう場合には、よほどの客観的な理由がなければいけないのです。船員とか船に乗つておる場合には、やっぱりいろいろな断続的な仕事の態様もあるわけですから、勤務時間については認めてもいい。ただしこれは国際的な常識だし、人権を守るという最低限の基準から考へてこう出ているのだから、やたらにこれを大蔵省で予算査定をいたしまして、その均衡上の都合とか、そういうことで曲げることはできない。仕事の質において論議するのはいけません。仕事でも、これは私が先ほどから言つておる通りです。しかしながら、定員不足とか欠員とか、待遇が悪いというやうなことを、言ひのつたために、それを何とかして糊塗するためには、そういうことをやるというとはいけない。人事院規則その他によつてできる。人事院の承認を得ない場合においては裁判所ということになるのだけれども、この書記官の場合は裁判所ですが、しかしそういうことはいけません。私は思うのです。これは基準法や憲法の精神に違反しておると思うのですが、どうですか。

官とか、あるいは公安調査官等の特徴な場合と認めて五十二時間の勤務時間をとつております。本件の場合には、最高裁において書記官等の勤務の特殊性を考へられまして、五十二時間の勤務時間をとられたわけでありまして、それに対して、われわれとしては、さきに申し上げました一般職の場合とのバランスを考へて、ごつともであると判断をいたしたわけでありまして、書記官等は、最高裁の方からむしろ御説明になつた方がいひのかと思ひますが、裁判官という勤務時間の制約のない特殊な仕事をされる方の補助をやつておられる方でありまして、そういう意味において勤務の特殊性があるというふうに考へております。

○大原委員 裁判所の書記官というのは、事件のいろいろな持ち込みがあつても、一定の時間の中で処理すべきなんです。夜なんかやる必要はない。裁判自体についても、これは公開の原則だし、夜なんかやる必要はないのです。それで足りなかつたら定員をふやせばいいのです。それを勤務時間を延ばすというやうなことをやるという。しかも政府が基準法やその他の法律において、憲法における労働基本権やあるいは基準法における最低限の底をきめておいて、そしてそういう勤務の態様であるにもかかわらず、それを勝手に五十二時間という条件を付して、調整号俸を付するやうなことは、政府がやるべきことではない。そういうことはいけないのです。今の点についてはどうですか。

○吉岡政府委員 今まで御説明した通りの考へ方を持っておりまして、御説の考へ方もあるかと思ひます

が、われわれとしては勤務の特殊性によつた勤務時間であり、それに応じた調整号俸であるという考へ方で、間違つてはならないと思ひます。

○大原委員 あなたは最高裁の方からこういうふうな言つてきたから、やつたんだ、その根拠についてはいふにふに考へておるのだということをして言つておるのですが、その中身というのは、基準法は最初の一条にもこう書いてある。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」。「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない」といふことにより、その向上を図るやうに努めなければならない。この労働基準法は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない」といふことにより、その向上を図るやうに努めなければならない。この労働基準法は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない」といふことにより、その向上を図るやうに努めなければならない。

○吉岡政府委員 今まで御説明した通りの考へ方を持っておりまして、御説の考へ方もあるかと思ひます

が、われわれとしては勤務の特殊性によつた勤務時間であり、それに応じた調整号俸であるという考へ方で、間違つてはならないと思ひます。

いけない。五十二時間の勤務で拘束するといふようなことは——四十八時間を超えてはならない、その後だといふのに、しかも書記官について五十二時間である、そういうあなたのようなためな法律の解釈はないですよ。私が言った基準法と憲法と一般職との関係から考えてみて、不当である。基準法の精神に反する、こういうことについてあなたの御見解をもう一回聞かせてもらいたい。記録にとどめておきます。

○吉岡政府委員 労働基準法あるいは国家公務員法等を御引例になつたわけでありませう。その同じ法律の中で、特殊な例外の場合の規定があるわけでありませう。

○大原委員 どこにあるのですか。

○吉岡政府委員 たとえば一般職の職員に給与に関する法律の第十四条に「職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間に於いて四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める」という第一項がございますが、同時に第三項に「職務の性質により第一項に規定する勤務時間の最高限をこえて勤務することを必要とし、且つ、その勤務時間が係給算定の基礎となつてゐる職員の勤務時間については、各庁の長が従前の例に準じて定めるものとする。この場合において、各庁の長は、人事院の承認を得なければならぬ」とあります。要するに趣旨は、人事院の承認を得て原則の例外として長い勤務時間をきめておることになつておるわけでありませう。

○大原委員 この法律がそういう解釈だつたら、全部が例外になつてしまふんだ、幾らでもそういうことができるのですよ。この場合は、私が具体的に言つたように、事件の処理といふものは書記官の仕事といふものは定員をふやせばできるんですよ。定員をふやせばこの仕事はできるでしょう。定員をふやしてできない場合に、仕事の態様からいって、公共のいろいろな問題に關係がある場合には、例外措置なんだから。あなたは原則と例外を取り違へてゐるのです。これは定員をふやしたから、この仕事は処理できるでしょう、勤務時間についてそういうワケをはめないでもできるでしょう。あなたは原則と例外を、法律を反対にしてやつてゐる。この問題について権利を主張する者がちゃんとそうやれば、今は人事院という第三者機関がなく、最高裁判官の方は任命権者が、監督する者が判定を下すようになってゐる、これは憲法違反です。だからこれは最近国会で問題になつたから改めるといふことになつてゐるが、それに対して救済措置がなければならぬ。なかつたら憲法の二十七条に違反するものである。労働基本権に違反するものである。これは生存権として認めてゐるものだから、それに対する制約を加える以上は、補償措置がなければいかぬ。この問題はたまたま最高裁判官が人事院とかその他の第三者の調停機関がないものだから、その盲点で自分で判断をしてゐるけれども、法の精神からいつたら、例外を原則にすりかへるものである。あなたの説明してゐるのは例外だ。定員増加をもつてこの問題が解決できないかどうか、こういう点が基本的な問題ですよ。定員増加をもつてできるでしょう。あなたはできないと思ひますか、この勤務の態様から言つて、これは

は次長に御答弁いただきませう。あなたは勤務の実態を知つておられるのだから。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所の事件の増加は先ほど申し上げた通りの状況でございまして、ただいま御指摘のように定員の増加をもつてこれに対処すべきであるといふことは、確かに基本的にはその通りでございませう。しかしながら裁判所の実情が定員の増加といふことが現実の問題としてできないといふこと、これはまず第一に先ほど申し上げましたように、裁判官の数が現在以上得られないという現実の問題があるのでございませう。その裁判官の数が今日以上に得られないという現状は、今日のような職務体制にならざるを得ないといふことになるわけでございます。その裁判官の職務体制に應じますところの裁判官の調査に關する補助の仕事は、やはりその裁判官の職務体制からくるわけでございませう。従ひまして書記官の今度の新しい職務につきましては、やはりその実情に即応せざるを得ないわけでございませう。そこに五十二時間の勤務時間延長をせざるを得ないという現実の状況があるわけでございませう。

○大原委員 裁判官なりあるいは書記官の定員が足りない上に欠員があるわけだが、その裁判官とか書記官は、待遇を改善して定員を増加して、補充できないといふことはありませう。職後十年間たつておるじゃないですか。そういうことはあり得ないことですよ。そういう客観的な説明がつかますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたように、裁判所で扱います事件の増加といふことはいろいろ理由があるようでございませうけれども、昔の制度では裁判所に持ち込めなかつたような事件も裁判所に持ち込めるようになりまして、いろいろな事件が裁判所の判断を受けるような法制になつたわけでございませう。従ひまして、裁判所の事件がふえて参りましたし、今後一そうふえるといふことは予想されるわけであります。しかし一方におきましてそれに應じます裁判官の増加といふことは、結局これは日本全体の法曹の數に應じて制約されるのであります。法曹の數は、御承知のように、戦後裁判所における事件の數の増加に應じてふえておりませう。司法研修所におきまして修習生の養成をしてゐるわけでございませうが、その養成が、人數はおいふふておりますけれども、とうていそれに追いつかないわけでありませう。御承知のように、日本の法曹人口は、弁護士、裁判官、檢察官を含めまして戦後著しい伸びがないのであります。その中におきまして裁判官を任命していかなければならぬのが現実であります。司法修習生の修習につきましては、戦後ようやく十年を経て参りました、司法研修所の修習が軌道に乗り出して、約十年たつたわけでございます。このことは、修習生を終わつて判事補になり検事になり弁護士になつた人たちがようやく十年の経験を経て参つたのであります。ここでもようやく今度判事になる資格を得る人たちが九十名ばかり出るようになってゐるわけであります。判事補から判事になる任命資格を有する人が九十名いるようになったのであります。判事の定員が、今日まで掲げておりました欠員が、ことしはどうやらこれで一ぱいに

なるというのが現状であります。裁判官にせよ、書記官にせよ、定員を増加すればいいに違ひございませうけれども、こういうような裁判官の任命資格あるいは書記官の任命資格から申しまして、すぐここで所要の定員をしていくといふことは、現実の問題として困難なことではございまして、何年かの後を期してその対策を練るほかはないのでございませう。

○大原委員 書記官の待遇が悪いから定員に満たないのじゃないですか。修習生その他の職員からの補充任命についていろいろ話がありましたけれども、待遇が悪いからじゃないですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 もちろん裁判官、書記官につきましては待遇の問題は、基本にあると存じます。しかし、今当面しております問題は、書記官について申しますと、昨日も申し上げました新しい書記官制度のもとにおける書記官、その任命資格を持ち、それから定められました研修を経た者、そういう人たちの數が今日まで得られなかつたわけでございまして、これもようやくその數を満たせるような状況になつてきたわけであります。過去十年間まことに長いのでありますけれども、とにかく裁判所といたしましては着実にその道を歩みながら、書記官陣営の充実といふことを期してゐるわけでございまして、書記官の充員、それもようやく今年あたり相當の數に上ることが期待されてゐるわけでございませう。これはやはり新しい意味の書記官制度を作る上におきまして、過渡的にはこういう現象ができるのもやむを得ないことと存じます。すぐ一、二年あるいは二、三年で解決す

る問題ではないと思います。

○大原委員 私は専門家でないからわからぬですけれども、書記官の勤務時間について今論議をしているわけだが、書記官を、たとえば大学卒でもどんと入るし、部内からでも再訓練したり、どんと登用できるような道を開いて、それに相当する待遇をしたから、書記官の權威が高まってきて補充できる。それくらいの教育はできるはずだし、戦後十五年じゃないですか。あなたは、大蔵省の關係があつて予算をきゆうきゆう締められておるから、そういう答弁をなさるのかもしれないけれども、いろいろな事情を聞いてみたら、第一線に立つ書記官たちはとても忙しいんだ。そういうことになる、きのうも大野委員が御質問になつていただけれども、それに対応する待遇をして定員をふやしていけばできるですよ。物理的にそんなことでできませんか。戦後十五年ですよ。

○内閣最高裁判所長官代理者 ごもつともでございますけれども、やはり裁判所の裁判官にせよ、書記官にせよ、それだけの実力——実力と申しますのは大学卒業という意味だけでなくて、実務上の実力がつくことが必要でございますが、一、二年あるいは二、三年ですぐ実力がつくということにはなかなか参らないのでございまして、これは先ほど来申し上げますように、新しい書記官というものを作っていく上において経過している過渡的な状況でございます。確かに予算の面もございませうけれども、金ばかりでは解決できない問題で、要するに人間の問題になるわけでありませう。

○大原委員 あなたの答弁はまだ納得

できないのだが、戦後十五年ですし、

号俸体系を書記官の職務に相応するよう変えていく、こういうことはいいいです。当然やる、それが本則ですよ。そしてそれに基づいて定員を補充していく。やはり大学卒だつて何だつて、優秀な人はなかなか来たがらぬですよ。そうでしょう。いろいろ事情を聞く、待遇の問題、定員の問題です。法律を守っているところが一番法律を守らない。まずその最高裁の足元が、憲法や基準法の精神に逆行した、そういう人権を否定するような不明朗なことをやっている。この点は、書記官との關係、一般裁判官との關係、いろいろなことについて御質問したいけれども、これは職場の仕事をやっている空気の問題だから、そういう大切な職務だつたら、それに相応するような条件を作つていかなければならない。そういうことをやらぬで、労働基準法や一般公務員の待遇に関して例外的な措置で、しかも時代の趨勢に逆行する一週五十二時間という条件で仕事をさせることを正当化するようなことはいけないですよ。

一つ念のために聞くのですが、五十二時間の上に超過勤務いたしましたら、超過勤務手当を払うのですか。

○内閣最高裁判所長官代理者 超過勤務については、ただいま仰せの通りでございます。

○大原委員 大蔵省の方も一つ聞いておいてもらいたいのだが、昨日の質問の続きですが、予算も通っていない、あるいは法律改正も通つてなくてまだ審議中ですけれども、そういうときに、これをやるために、書記官から同意書を取られる、これは封建的じゃないですか。基準法の精神、憲法の精神に反しておる同意書を取っているのですよ。そうして一札取つておいて、一定の限界を設けて、權利を保障するという建前でなしに命令を聞けという立場で、聞かなかつたら承知しないぞという状況の中で同意書を取る、そして五十二時間の既成事実を作り上げる、これはいけないと思うのです。きのうも御質問いたしましたけれども、同意書は大体どのくらい集まつておるのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 これは必ずしも同意書といえないようないろいろな形があるわけでございます。昨日も申し上げましたけれども、報告の形式は、表題のないものもありますし、それから、これは首席書記官に頼みましたからそういうことになつておるわけですが、報告とか、上申書とか、回答とか、あるいは同意書といふものもあります。種々雑多な書面の形になつております。そういうものが大体千七百四十七通ほど参つております。

○大原委員 その中で同意書は……。

○守田最高裁判所長官代理者 その中で、賛成しておるのが二千七百十人でありまして……。

○大原委員 千七百四十七で二千七百十人なんですか。

○守田最高裁判所長官代理者 これは署名を求めたわけではございませんから、管内の賛成の人員何名というような報告もあるわけでございます。ですから、まず同意書を取つたという誤解があると思ひますけれども、同意書というものを取つたわけではないのでありまして、ただ意向を聞いた。その意

向の表現が、同意書というような形で

出しているものもあるし、上申書的な形で出しているものもあるし、回答という形で出しているものもある。あるいはそういう書面もなく報告をしたものもありまして、いろいろあるわけでございます。そういったものが二千七百十人で、うち書記官が二千五百五十人、全体の八三％くらい、それから調査官が五百六十名、これが六八・五％くらい、平均いたしますと八〇％くらいは大体賛成している。勤務時間の延長は反対だ、勤務時間の延長がなければ賛成だといふものもな反対にいたしておりますけれども、そういった人が百七人くらいと考へております。全面的反対が百九十八人、留保したのが五人、提出しないことが明確になったのが三百八十人くらい、合計いたしますと六百九十人くらいがいわゆる反対と考へていることになりました。しかしこれは全部でない、来ないものもあるわけでありませう。

○大原委員 同意書は時間を書いてあるのですか。五十二時間勤務すること同意しているのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 同意書の形では、「次の条件で現行八〇調整を一六％に増加することに同意する。一、勤務時間一週四十四時間を五十二時間に延長すること。二、裁判官の事務補助をすること。」この裁判官の職務の補助——判例、法令上の調査といったことの改正につきましては、全面的にみな賛成でございます。勤務時間については反対の面があると思いますが、申し上げた通りでございます。この同意書の一つの形式では、五十二時間勤務するという条件に入れてお

るようでございます。

○大原委員 私の手元にある資料では、そういう同意書のうち、勤務時間が入っているのは全国でもほんの一、二の高裁の地域であつて、あとはほとんど入っていない。あなたは、同意書を出させたのじゃない、命令をしたのじゃない、自主的に出したのだと言ふのでしよう。出させたのでしよう。出させたのだつたら同じことでは。しかも、五十二時間というものについては、私の手元の資料では確認もしていません。これはどうですか。

○守田最高裁判所長官代理者 私の方としては、書記官の意見を聞いたわけではございまして、同意書を出せとかあるいは何をせよとかいったわけじゃないです。ただ、意向を聞くにあたりましては、裁判所書記官の權限の拡充の問題、勤務時間五十二時間の延長の問題、調整率八％増しの問題を明確に示しまして意向を聞くようにと言つて依頼したにすぎません。もちろんその書記官が帰りました書記官同士の間で説明したときは、当然そういうことを言つて説明したものと思ひますし、そういう報告を大体受けております。その結果、勤務時間の延長というものがある、必ずしもそういうものについて一々承諾の文面が書いてなくても、それはもう当然希望、賛成の意見であれば、それは賛成していると私も見ております。

○大原委員 人事局長、あなたの方が承知させるといふ意図を持ってやっていると、いろいろな会議の伝達の仕方ややり方ではつきりしているのです。大蔵省の方によく聞いておいてもらいたいのだけれども、あなたの方は

予算査定において、私は筋を通して待
遇改善しなさいと言っているのです。
調整号俸もよろしいでしょうと言っ
ているのです。しかしこんな誤ったこと
をやるから——封建的な同意書とかい
うものを、一つの職制あるいは最高裁
の意向によって取ったのであったら、
これは大へんなことですよ。そういう
ことは近代的な民主主義の社会におい
ては 아닙니다。戦争前の封建時代の
裁判所であれば、無定量の忠誠の義務
を負うということがあった、文句なし
だったのです。そういうことがこうい
うところにしわ寄せになっているので
す。改善さるべき方向というのが明確

う法的措置を講ずる余地は全然ないの、という法的措置を講ずる余地は全然ないの、と知った上で、初めて裁判所法の改正も、それから裁判所法の改正が成立しますれば、それと勤務時間の延長というようなことも一応法的措置を講ずるわけですが、そういう意見を聞いた上でそういう措置を講じようとする態度が、私は非民主的とか、あるいは封建的とか、そういうものではないかというふうに考えた上の措置でございます。その同意書を取るとかなんとかいうことを強制的にやったというような事実は私の方は全然わからないのです。

にならないで、そうして現状において
 こういうふうな非常に不合理な形に
 なっている。しかも最高裁という足元
 でそういうようになっていく。これは
 同意書は強制したわけじゃないといっ
 ても、客観的には明らかに強制してい
 るのです。現にあなたの手元に資料を
 集めているでしょう。みんな集まると
 いうことは知っているわけだ。この資
 料を出さなかった人というのは、よほ
 どりっぱな人だと思ふのです。自分の
 権利について意識している人は、仕事
 についても良心的にやるといふ自覚を
 持った人ですよ。これが民主主義だ。

○大原委員 私が言っているのは、いいことについて同意書を取るのはいいいんです。現状においては調整労働を出すというこれはいいことでしょう。とにかく待遇改善ですから、素朴にみんな望んでいますよ。しかし五十二時間という条件を付すというようなことはいけないですよ。基準法の体系から言うても、そうして国際的な常識から言うても、日本の国内法の体系から言うても困難ですよ。そういうことについて同意書を取るということ自体が悪いんですよ。間違いですよ。人事局長、そう思いませんか。

そういうふうになっていかなければいけない。これは出さない人の方がよほどしっかりした人であって、自覚の高い人というふうに思いませんか。人事局長どうです。

○**守田最高裁判所長官代理者** 私どもはその詳細のことはわからないのでありまして、私の方では意向を知りたいことはもう当然でございます。なぜならば、意向がわからなければ、こうい

○**守田最高裁判所長官代理者** 私どもは書記官の意向を聞いた上でいろいろ措置しようとするわけでございます。書記官が反対すれば、もちろんそういうことをするつもりはないわけであります。ですから強制とかなんとかいったニュアンスを持たせたような御質問のようでございますけれども、そういったものはないわけでございます。

○**大原委員** それでは少し問題を変え

て、第六十条に直接関係いたしました御質問いたしますが、第二項が挿入されました、今度新たに書記官の仕事として裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必事なる事項の調査を補助する。こういうふうになっております。これはもとの原文で言いますと、第三項に端的に出ておるように「裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと思へるときは、自己の意見を書き添えることができる。」こういうふうな仕事をやる限界を前の法律はきわめて明確にし

ておきました。正当でないと思めたときには、書記官の職務の範囲を出ていることや、あるいはやったことについて意見があるときには、意見が言えるようになっておる。今度は、裁判官の命を受けてこれこれについて仕事を補助する、こういうふうになっておるわけです。そういうしますと、法令及び判令の調査その他の事項、こういう仕事の内容が問題になってくるわけですけれども、その他必要な事項で裁判官の命令するものとは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○津田政府委員　裁判官が裁判所の事

件を処理いたす上におきましては、法令、判令の調査その他必要な事項の調査をいろいろなたきなければならぬわけであります。ところが、そこに例示にあげておきますところの法令及び判例の調査というものは、典型的なものを例示としてあげたわけでありまして、法令の内容あるいは判例の内容等の調査は当然いたすわけであります。

それについて裁判官が命令をして書記官に補助をさせる、こういうことになるのであります。その他必要な事項と申しますのは、それに類するような、その例示に当てはまるような事項で、その他必要な事項ということでありまして、あるいは法令制定の経過、国会におきましますところの審議の経過、そういうようなものを議事録等によって調査をするというようなことも含みます。また、方面は違いますが、具体的事件におきまして、たとえば非常に複雑な計算関係のものがある。その計算の内容は一々裁判官が行なうわけでありますが、その計算の照合、計算が正

確であるかどうかの照らし合わせを書記官にもやらせてみる、あるいは犯罪数のたくさんな事件につきまして、犯罪一覧表を作成する。その犯罪一覧表の内容と始末書、その他被害届というものとは合致するかどうかというようなことを調査させる。あるいは控訴審その他上級審におきまして、下級審の裁判所の手続が法令に従っておるかどうかを記録上見得るかどうかという点の調査をさせるというようなことが、この必要な事項の調査の内容に入るわけでありまして、それは個々に裁判官が命令をして補助をさせる。あくまでも

そういう調査は本来裁判官がやるべき調査であります。裁判官が命令をしてその調査の補助をさせるという意味であります。

○大原委員 その仕事の範囲については、その他の事項等につきましては、何でもできるのですか。

○澤田政府委員 法律上は、ただいま申し上げましたように、この法令及び判例の調査というようなことを例示に

あけて、その他必要な事項といつてお
りますので、そういうような意味にお
きまして、裁判の本質に触れるような
調査ではなくて、裁判官の行なう調査
を補助するという意味の調査で、調査
と申ししてもほんとうの裁判の内容
を含むところの事実の調査というもの
をこれに含ませる趣旨でないことは、
この例示からも明らかでありますし、
書記官の職務の本質から申ししまし
ても、書記官と裁判官の職務を分けてお
ります。つまり、裁判官がみずから裁
判をするという本質から申しまして
も、そういう事実の調査をさせるとい
うようなことは当然含まないわけであ

りまして、そういう意味におきまして裁判官が事件に関して行なう必要なそういう事実の内容にわたる、いわゆる裁判にわたるような事項でない事項に關して裁判官の行なう調査というようなものを補助させる、こういう意味であります、具體的内容はこの法律を正当に解釈して行なう以外にはないわけであります。ただし、最高裁判所におきまして、司法行政の範圍内においてこれこれの事項を例示として必要な方法において裁判官に周知させるといふようなことは、これは事実上可能であると思われまゝす。

○大原委員 例示をしてあるから、これこれこういう問題についてはその例示の原則に従つて裁判官のやる仕事まで入るのではない、こういう御説明がありましたか、今までもいろいろ裁判書きの問題等で論議がありました。そして、問題となつて、組合との間においても不正常的な関係になるという原因になつたと思うのです。その問題はあとにいたしまして、やはり例示をす

る、これは原則だから、この例外的なものその他必要な問題、こういう問題についてはこの精神に従ってやるのだ、こう言われましても、やはりこの第六十条の第三項の精神から言いましても、裁判官といえども人間である、こういうことから、客観的な基準がなければ、いろいろと無理な仕事が生じてきて、それでなくても勤務時間の問題で人権じゅうりんの問題を論議しようとするのに、仕事の問題についても下の方へ下の方へしわが寄る。そうすると、書記官としての仕事の限界と責任というものが不明確になってくる。こういうことからいえば、六十条全体の精神からいって、そういう精神が問いつての、いろいろ議事録にとどめるという意味もあって、あなた御説明になりました。そういう点の保証、それは具体的な仕事についてはあらかじめやり列挙をすべきじゃないのですか。

○津田政府委員 もろろん法律にこまかく列挙するということを立案の過程において考えないわけではなかったたのであります。しかしながら、裁判所法自体の一般の体系と申しますと、裁判所の組織をする法律でありまして、他の一般の体系から申しましても、裁判官あるいはその他の職員の職務範囲というものは非常に抽象的に掲げられておるわけですから、そういうことを考えますと同時に、具体的には裁判官が命令をして行なうという立場をとっておりますので、この裁判官はいわば法律の解釈の最終の拠点であるわけでありまして、従いまして、その裁判官が法律を不適正に解釈をするということはず一応考えられないということ、も

う一つは、この事項につきましてどういう事項を主として行なわせるか、またどういう範囲において行なわせるか、あるいはその程度いかんという問題は、これはやはり司法行政の問題として抽象的に最高裁判所が指導することのできる範囲に属するというふうに考えておりますので、法律面はこの程度で十分であるというふうに考えております。

○大原委員 規則でもやらぬわけですね。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいまの事務の範囲でございまして、けれども、これは裁判官の行なうこれこれの調査を補助するという表現で、私どもその範囲は明らかにされてあるものと存じます。その範囲の具体的なものは、ただいま津田部長から御説明申し上げましたが、最高裁判所といましては、その実施の方法につきまして、やはりこれは最高裁判所規則で実施面を規定すべきものと考えております。

○大原委員 法令及び判例の調査が新たに加わるわけですが、きのう私はこれに関連いたしまして、各級裁判所における資料室の問題について御質問いたしました。資料室の現状はどうなんでしょうか。それからその資料室で仕事をしている人、それから資料室の持つておる仕事の目的、こういうものはどうですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所の資料室は、従来裁判所に図書室というものがございまして、図書を蔵しては職員の利用に供しておたのでございまして、その後それを資料室という制度に改めまして、その充実強化をは

かっているわけでございます。資料室は各裁判所に置かれておりまして、所要の図書を蔵して職員の利用に供するわけでございますけれども、年々最高裁判所が一定の予算を各所に配付いたしまして、各所でそれそれ図書を整備するのでございます。一方また全国的に当然必要とする基礎的な法律書などがございまして、それは最高裁判所が一括して購入いたしまして各所に配付いたしております。配付の範囲等は、予算の制約等もございまして、それぞれの本によりましてその範囲をきめておるわけでございますが、年々さういった整備がはかられているわけでございます。資料室はそういうわけで年々図書の整備がなされております。

さて、この図書館でも同様でございますけれども、年々その整備をはかっていくうちに、図書室が資料室としていっしょなものになっていくわけでありまして、書架の設備などもだんだんにいたしております。これも年々図書がふえるのに対して、書架の増設というものはなかなかむずかしいし、やはり完全な書架という施設は、従来もたくさんございませぬけれども、書架の施設などもおいていたしておるわけでございます。そこに資料室の係長がおりまして、これは事務局の書記官でございまして、事務局が係長をしておりまして、資料室に当たっております。

なお資料室にしましては、資料担当の裁判官がおりまして、その整備なり整理などにあずかっております。資料室には、ただいま申しましたように、係長がおりまして、資料室の事務をやっております。これは職員の要求に

応じまして、大体閲覧室の設備がないものですから、主として貸し出しによりまして図書を利用しているわけでございます。

○大原委員 その資料室のシステムというのは、これを整備しておけば近代判例とか法令の調査ということで外国にもいろいろ例があるらしいが、カード式できわめて事務的にできるようにしておる。それは事務局がちゃんとおってやっておるのですね、そういう整備をするとかあるいはそれを強化すとかいうことではない、書記官に対してそういう法令や判例の調査についての一つの職務の内容を与えるのは、どういう根拠なんですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 判例、法令等の資料を整備いたしますことは、裁判所の資料としては当然なるべきでございます。ただいま御指摘のございましたような資料室の整備ということと、それから書記官のこういう調査の補助というものは一体をなしたことになるわけでございます。

○大原委員 もう一回次長の方にお尋ねいたしますが、六十条の第二項にこういう新しい条項を入れることは、裁判所の書記官の職務権限について、従来規定をいたしました精神からいって、そういう裁判官の命令を受けて、そしてこれを補助する、こういうふうに必要な事項を具体的に内容的に明示しないで行なうことは、六十条の精神からいって、これは少し問題となってくるんじゃないか。裁判官の職務という面と、それから書記官の職務内容の明確化とそして自主性という

面から考えて、問題となるおそれはないかと考えられるか、あるいはあると考えられるか。私はあるのじゃないかというふうな思ふわけですが、その点については、法律の体系からいってこの点はおかしくないかどうか、法律の仕組みからいって御質問するのですか。これは重ねて御質問するのです。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所書記官の職務権限につきましては、裁判所法第六十条第二項に現在基本的な規定がございまして、それは「裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他の法律において定める事務」となっております。御承知のように、裁判所の書記官につきましては、法律によりまして書記官が当然行なうべきとされておる権限、職務があるわけでございます。これはただいまお話のございましたように、書記官の独自の申しますか、書記官が当然に行なうべき権限と法律上されているわけでございます。そのほかに、その事務に付随いたしまして、当然これに付随し、また密接に関連いたします事務が書記官の職務とされているわけでございます。それをわれわれは書記官事務といひ、訴訟事務と称しておりますけれども、そういう付随的な事務があるわけでございます。以上のような書記官の事務につきましては、現在の六十条の第三項に「裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う」ということがございまして、これが書記官の職務の態様の原則でございまして、書記官はその職務を行なうにつきましては裁判官の命令に従わなければならない。ただ、さらに第

四項に、今度はその例外を置きまして、「口述の書取その他書類の作成又は変更に関する裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、書記官は「自己の意見を書き添えることができる」となり得る。すなわち原則としてはやはり口述の書取その他の書類の作成でも、裁判官の命令によって変更しなければならない。けれども、もし変更が正当でないと認めるときは、これを書き添えるわけであり、それが書記官の職務、職務の態様でございます。今度の調査の補助ということは、従来の第二項に定めまして権限ないしそれに附随する職務とは全く別のことでございます。これは昨日来申し上げましたように、今日の書記官の学識あるいは能力そういったことから、さらに書記官の職務を新たに広げるわけでございます。それにつきまして、まず裁判官の調査に関する補助という、従来と比べますと、法律的には若干高度の職務を附加するわけでございます。これはやはり裁判官の調査の補助でございますから、裁判官の命を受けてすることになるわけでございます。先ほど申し上げました第六十條に定めます従来の書記官の職務権限に照らしましても、特にこの職務の態様に異なる性格を持たすわけではございません。ただ権限の範囲といったしましては、従来よりもまた別のものが加わるわけでございます。この意味におきまして、新たなものが加わりますけれども、職務の態様につきましては、従来と性格を異にしないといふ解しております。

○大原委員 第六十條の今言われた末尾の項に、「その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる」といふふうな、書記官に対して一つの公証官としての自主性を与えておられると思うので、予教授も、書記官は一般的に裁判官の部下じゃない、補助官ではない、法律上書記官に与えられた権限を行使する機関構成員であり、裁判所法第六十條三項も、裁判機関と書記機関との機関相互関係としての命令関係を定めたものであつて、一般の上官、下官の公務員関係に基づいて指揮命令を規定するものではないという考え方もあるわけ。この末尾の項の「自己の意見を書き添えることができる」といふふうなことは、第二項の次に今回入れましたことにはかからないのですか。

○津田政府委員 ただいま御指摘の現在の第四項につきましては、これは裁判所書記官が独立して職務を行使する場合におきまして、現在の第三項によりまして、その職務を行なうについては裁判官の命令に従わなければならない、従ひましてそれに従つてやうな場合に、自己の意見と違ふことがある場合に書き添えるという考え方を、現在の第四項が示しておるわけでございます。従ひまして、今度新たに加はろうといふ第三項につきましては、これはあくまでも裁判官の行なう調査を補助するわけでありまして、このいう自己の権限に基づいて最終的な内容をきめるというふうな事柄が起り得ないわけでございます。従ひまして、事柄の性質上、現在の四項は新しい条項には適用がないということにならうと思ひます。

○大原委員 だからそこが問題でありませうけれども、書記官が新しい職務権限を持つ、こういうことになる。そういう際に、これは憲法の七十六條に、「すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」これは司法權の獨立についてまず最初に述べておられるところ。そういうところから考へて、そういう条文から考へてみましても、責任分野と仕事の範囲というものは裁判官については明確にしておく。それで書記官についても自分の責任の範囲を明確にしておく。それを、裁判官の命令を受けてこれに従属するやうな、そういう意味の主体性のない補助機関にするといふふうなことは、これはやはり裁判官が責任を持つて人権をさばいていくという憲法の趣旨からいって、裁判官としての責任ののれになつたり、あるいは誤つた結果をもたらすのではないか。それは裁判官はいい人がいるとは限らない。全部がよい人とは限らぬ。公正にやろうという意思があつても、やはり人間であるから、そういう責任分野が明確でなければ、授けやりのことも起きてくるわけ。ですから、こういう書記官が公証官としてのそういう自主性を確保することが、人権を守ろうとすること、それが、それぞれの分野に従つて良心的に仕事をしていく、少々都合が悪いことがあつても、その原則を守つていくことが、私はやはり憲法の趣旨であり、裁判所法の趣旨である、こう思ふのです。そういう書記官を従属する機関にするといふやうなことはいけないのじゃないか。基本的に言えば憲法違反だ。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の点でございますが、裁判所法第六十條四項に、ただいまお話しのような口述の書取につきましては、書記官が自分の意見を書き添えるという、これは公証の公正の一つの担保としての形において、そういう権限があるのだらうと存じます。これは書記官のそういう公証事務の権限の自主性と申しますか、それを規定しておるわけでございます。しかし従来書記官はやはり先ほど申し上げました書記官事務、訴訟事務を行なうのにつきまして、裁判官の命令に従つていたわけでございます。まして、しかしそのために、この第四項のただいま御指摘の権限が左右されたといふやうなことはないと思ひます。その公正が害されたといふやうなことはないと思ひます。今回新たに加はります職務も、やはり裁判官の命を受けてということになっておりますが、それは従来の書記官事務あるいは訴訟事務にプラスしたもので、そういう一種法律的に高度な事務が加はるわけでございますが、それについて裁判官の命を受けるということにいたしましても、従来通りやはり第六十條第四項のこの書記官の公正な職務の担保といふものが害されるおそれはないものと思ひます。

○大原委員 六十條の第二項には、「書類の作成及び保管その他他の法律において定める事務」こう言つておる。「他の法律」と言ひてある。法律です。から、法律によらなければ書記官の仕事の内容は規制できないようにしてあるのです。今度は第二項では、その他裁判官の命令をする必要な事項、こういふふうになつていまして、非常に包括的に裁判官に従属をしてくる、こういうことになるのじゃないですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 今度の改正の「その他必要な事項」と申しますのは、決して御指摘のやうに広い意味は持つていないと存じます。例示がございまして、それから裁判所の事件についての裁判官の調査でございますからその範囲はきつめて明瞭になつておると私も存じております。その意味では、決して範囲が非常に広まつたといふふうには思つておりません。

○大原委員 それは思つておらぬといつて、原則の上に立つた例外的な問題だといつても、大蔵省の主計局の主張に立つて、今の答弁は例外をもつてこういう原則的な問題を説明しているのだ、あなたの方もそれに便乗してゐるのだ、安易についてゐるのです。書記官とか調査官といふものの職務というものが、現状において大切であり、そして仕事の質というものがそれだけ集中度や責任の多いものであるならば、堂々と調整分俸をやつたらいいじゃないですか。当然定員を増加してやるべき問題をやらぬで、そして例外的な措置をして糊塗しようとするから、この制度自体がゆがんでくるのじゃないか。これはやはり基本的な問題です。あなたの足元において職員が安んじて仕事ができない、そういう態勢において公正な裁判はできません。国民の人権尊重はできません。みずからの職員において、予算の都合や単なる都合上だけで、法の解釈について無理なことをするようなことでは、これはいけないですよ。そういう

労働協約というものはないわけでしょう。そうすると、当事者というものは、そういう問題については公務員は自由にできるわけです。だからこの間

題については、ILOの八十七号条約の批准については、政府は今日までそれを批准するという態度をきめておられ、二十八条の勤労者という中には裁判所の職員も入るのです。これは質疑応答で明らかです。国際舞台においてもそうです。警察とかあるいは軍隊については特例を設ける、しかし既得権は尊重するのです。そういう立場からいいますと、名前がどうであろうが、全司法組合との間において当然こういう問題については話し合いをすべきなんでしょう。意見が不一致のままで、しかも同意書という形で押し切つて、しかも基準法の精神に違反することであるといけません。幾ら大切なことであつてもいけない、こう私は思うのです。次長いかがですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 私どもといたしましては、現在の段階では、先ほど申し上げました以上のことはできないわけでごさいます。事実上折衝しつつ、いろいろ私どもの見解、または組合の方の見解も互いに疏通し合つていくつもりでございます。ただこの問題につきましては、先ほど来申し上げますように、今月のところまでとまつていないのであります。

○大原委員 もうしばらくしたら終わりますが、基準法には、最低基準がこれであつて、その基準の上に立つて、これは憲法から出てきておる基準だけれども、その上で話し合いをすることになつておる。それでむしろ条件をきめてもいいということ、最低の底を保護しているのです。しかもその中には四十八時間をこえてはならないという原則をきめてあつて、例外があるわけですから、これを受けて公務員法でも例

外があるので、例外と原則を間違えた政府の見解というものが逐次明らかになつてきたわけですから、人権を守るというのはいかかといふと、そういうところにしわ寄せすれば仕事の災態というものが民主的に、良心的にならぬからですよ。そういう点において、大蔵省はそういう勤務の実態あるいは法律関係については、今までお聞きになつてわかつたと思うのですが、根拠はやはりそこにあるのではないかと私は思う。あなたのところから根拠をいふかと思ふのです。一週五十二時間というところにして、調整号俸なり号俸体系を要するという条件にしてはいいけないというのです。勤務の質の問題についてはまだ論議する問題が若干あるけれども、私は一応資料が出てきてから論議する。文書によつて若干の資料を私は求めておるから、もう少し明確な基礎の上に立つてやりたいけれども、そういうことを条件にして予算査定をしたり、またはそういうことを言つてきたとすればそれは間違ひだ、こう言つてやるべきなんです。大蔵省はそういう責任がある。最高裁の方は第三者機関もない。監督者と不利益処分を処理する人間が同じだ、こういうことになつておる。こういう変則的な条件に置かれてある。こういうことはないので、これは封鎖的なんだ。一方的なんです。これは封鎖的なんだ。一方の材料にするとはいいけないですよ。そういう基本的な問題について間違つておる点については、十分に大蔵省において一つ研究してもらいたい。大蔵省の答弁を聞きましよう。

○吉岡政府委員 今のお話の点につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもといたしましては、最高裁からそういうお話がありましたのに対して同意をいたします以上は、私どもとして独自の判断で検討もし、いろいろ論議もした結果でございます。従つて大蔵省も、これに伴う調整額の増額に同意をいたしておりますので、そういう判断をしておるわけでありまして、その判断が間違つておるから検討しろというお話でございますが、われわれとしては今のところ、われわれの考え方から間違つておるとは実は考えておらないのであります。

○大原委員 私が事実に基づいて主張したことについて、法律解釈その他について、それを反駁する材料、理由を言つて下さい。もう一つ聞きますが、最高裁の方で仕事の質とかそういう問題に基づいて、あらためて見解を出して相談があつた場合においては、あなたの方は労働時間について一週五十二時間、こういう問題については必ずしもこだわつて解釈しない、これは十分話し合いをする、こういうことにできますか、そういうことは絶対できませんか。

○吉岡政府委員 最高裁が従来の態度なり意見をお変えになつて、違つた話で御相談があつたときという仮定の御質問でございますが、もちろん最高裁から正式に御意見があれば、われわれとして検討することは職務上当然の義務でございますから検討いたしますが、ただ、今のところ、申し上げましたように、この件に関する限りは、われわれとしては相当検討した結果であるというのを申し上げておるわけでございます。

○大原委員 そういうことで日本の官僚機構が動いているのです。大蔵省のわたくしは、答弁できないような査定が基礎になつて、それでずつと仕上がつていくのです。それに合うような理屈をくつつけていく最高裁の方も悪い。法律の番人でありながら自主性が無い。あなたの方がそういう予算査定の態度をとつておるからいい。私が主張することについては、學者だつて、与党の諸君だつて、だれだつてそんなことは当然だと思つておる、それが道理なんです。それを予算の都合とかで実態を無視してぎゅうぎゅうやるものだからいけない。私はもう一回局長が大臣に来てもらつてやりたいけれども、裁判所の予算査定の仕方はでたらめだ。地方裁判所が一番忙しいのです。それが超過勤務手当が一番少ない。高裁よりも少ない、最高裁よりも少ない。そういうことはいいです。一審強化とか、早く人権を調査するためにやるとかいつて、窓口が一番困つておる。それに形式的な、機械的な他の官庁とかその他のワタの中へ入れたようなことをやるからひん曲がつてくるのです。当然定員を増加すべき問題についてはやらないで、努力しないで、勤務時間を封建的な昔に返すようなことでやつて、そうして職務の内容もひん曲がつてくるような結果になる。これは許せぬですよ。あなたは次長だから、本省へ帰つて、いろいろ相談しないで、出先で自分勝手なことを言つと、自分の立場があぶなくなるからがねばつておるのだと思ふけれども、そういうことはいいかぬですよ。私は大臣や局長に来てもらつて、十分に明らかにしたいと思ひます。これだけ

の希望意見を付して、私の意見を終わります。

○瀬戸山委員長 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑者の通告がございませんが、質疑はありませんか。——本日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十一分散会